

# 令和2年度 第4回自治基本条例（仮称）策定専門部会議事録

日時：令和3年1月21日（木）

午後6時から午後8時20分まで

場所：役場4階委員会室

## 1 開 会

### ・出席者

部会員：源津 憲昭、新田 睦、京屋 愛子、村上 真美、板東 康治

瀬野 乗昭、佐渡 志郎、佐々木 良栄、森部 富士樹、佐竹 正範

※敬称略 計10名

事務局：まちづくり推進課 今瀧課長、竹本課長補佐、安藤係長、田野主任

## 2 挨拶 今瀧課長

- ・北海道では新型コロナの集中対策期間であり、感染症対策を徹底した中で会議を開催させていただく。
- ・条例策定については、当初どおりのスケジュールでは進められてないことから、令和3年度中の条例策定は難しくなっている。町長査定を控えていることから、今後のスケジュールについても協議していきたい。

## 3 議 案

### (1) 議題

#### 議題1 自治基本条例について

##### <事務局説明>

- ・専門部会の条例策定における有識者との関わり方について、条例を研究するNPO法人に相談している。
- ・この有識者の方に、まちづくり委員、町議会議員、町職員を対象とした講演会を依頼し、1月下旬に開催する予定だったが、北海道の集中対策期間が延長されたことに伴い、来町いただくことが困難となったため延期した。コロナの状況にもよるが、現時点では2月下旬に美丘ホールでの開催を予定している。
- ・皆さんには講演会での話を踏まえ、次年度以降の専門部会の話し合いに、どのような形で有識者の方に関わってもらえるかを考えながら聞いていただきたい。

～議案に基づき説明～

##### <部会長説明>

- ・事務局でまとめていただいた宿題をもとに全ての設問について、できるだけ丁寧に話し合いをしていきたい。
- ・当初案としては、議案の①から⑤を繰り返し、一つの設問について1時間程度の話し合いを行

っていく予定である。

- ・話し合いを進めていく中でわかると思うが、最初の設問と二つ目の設問は条文を見ていかないとわからないこともたくさんあると思うので、少し時間を節約できるかもしれない。
- ・一人一人の意見を1分ほどで読んでいただき、次の1分で各人にポイントを説明していただく。その意見に対して質問の時間が2分ほどあるが、言葉の意味や簡単な確認の時間としたい。最終の意見交換は⑤の部分で進めたいと思う。
- ・それぞれの項目について、大まかなまとめをしたいと思うが、結論としてまとめるのではなく、3つぐらいのポイントを副会長と協力してまとめたいと思う。
- ・「こういうところで意見の違いがあったよね」「これは調査をもうちょっとしないといけないよね」「他の質問と関係するよね」というように、暫定で集約することを目標に進めていきたいと思う。

### <委員間議論（進行：部会長）>

#### 宿題① 「理念条例」「制度条例」のどちらを目指す？

(委員A) 事務局案でいいと思うが、その上でこういう意見ですということです。今の条例はやっぱり制度と理念と両方入っているので、理念条例をうんぬんと戻す必要はないという考えです。よく見てみると理念条例にしないといけないまちには、それなりの事情があるということなので、やっぱり美瑛として今の条例をどう良くしていくかという方向がいいのではないかと思います。2番目に書いてあるのは、私の意見では、自治条例にしては足りない部分があるのではないかとこのことをここに書いています。ここから10年先、20年先に耐える自治条例という意味では足りないところを足していかなければならないと考えています。3番目に書いてある町民参加の制度は、美瑛町では町民公益活動は非常に盛んにやられています。けれども、地域の自治会とかは段々と停滞しているかなと思う。それから、町民が行政に少しずつ参加していくことは、ちょっと足りないのかなと考えていますので、そういう区分けを考えながら今後議論していけたらというふうに思います。

⇒特に質問なし。

(委員B) 基本的には事務局で出している案、既存条例の検証をしながら改善していくということと、策定作業を進めていく中で検討していくという案が私もいいのではと思っています。そういう意味で、目指すのはどちらでもありませんと書いてあります。自治条例にはまちの将来像や目指すべき方向などは必ず必要になってくると思います。これは精神的理念です。その上で、理念と紐づけて具体的に施策等をしていくために条文が必要になってきます。議会、行政、町長、町民の位置付けと役割というようなものが、ある程度、基本的な考え方が条例に載ってくるのかなと思います。その意味で、理念と条例はセットで機能していくものではないのかなと思っています。

⇒特に質問なし。

(委員C) 私、実は書いた後にもう一回自分で勉強してきました。自治条例も理念条例を目指す書いたのですが、いろんな本を読むと、これは理念重視の方をやっていった方がいいのかなと。やはりルールがない理念だけだとちょっと……。三者である町民と議会と町と。やはりそれぞれが果たす役割や責任とかをきちんと出していかねばいけないと思います。もう一つ加えると、言葉は固くなくてやわらかい表現にした方がいいと思います。

(部会長) わかりやすくというイメージとしては？

(委員C) 子どもにも自治条例は知らせるべきだと思いますので、誰が見ても読めるものというふうに考えています。

(委員D) 基本的には事務局案なんですけど、理念というものがあって制度があるものなのかなと思っています。理念のない制度ってあるのかなと思います。自分の理解不足の部分もあると思いますが、よくわからなくて。理念は当然あって、それに沿った制度があるのかなというふうに思いました。現状では、どちらというふうには言えないなと思ひまして、事務局案と同じなんですけれども、そもそも今まであった既存の条例が、どういうふうに機能してきたのかが私はあまりわからなくて。どこら辺に不具合があったのかとか、使い勝手が悪かったのかという部分も、同時に検証していけるといいのではないかと感じました。そうじゃないと、今まで良かったのかどうか、大体書いてあることは良いことが書いてあるのですが、具体的にそれでどうしてきたんだということが私の中ではわからないので、このような文章になりました。

⇒特に質問なし。

(委員F) 私もあるまちを二つほど勉強しまして、そのまちでは作るのに4年とか7年とかかかっている。どっちのまちもそうなんですけど、どのように取り組んでいくのかをまず最初に検討する研究会から始まっている。条例ありきじゃなくて。それともう一つは、職員全員の部署にアンケートを出して職員がどのようにこの問題に対して取り組むべきかを、まず研究しようというところから始めている。今回の宿題の場合は、条例ありきにはなっているけれども、まず私たちはその条例に対して、どのように取り組んでいくのかを共通理念で持つことが先なのかなという気がします。私たちがどのように条例に向かう姿勢を持っているかという意識を共通化するということです。

(事務局) 他の自治体の事例でも、話し合いの始めから職員、議員、町民が入って進めているところもありますが、美瑛町の場合はまちづくり委員会が母体となる専門部会が中心となって話し合いを進めてきています。今のところ職員は入っていませんが、先ほどお話した2月下旬に予定している講演会の場で、職員も参加する予定ですので、一つの共通認識を持てる場にはなるのではないかと考えておりますので、それが話し合いのきっかけになればと思っています。

(委員G) 私も事務局案で良いというふうに考えています。セットにならざるを得ないというか、それだろうなというふうに思います。もう一つは、自治基本条例がうまく機能しなかったところ、せつかくなんで、この条例を作るのに盛り込んでいければなど。反省点としていければいいのかなと思っていますので。制度条例か理念条例かということに決めてかかる必要はなくて、目的を実現するために、条例を一つずつ丁寧に作っていければと思います。

⇒特に質問なし。

(委員H) 今回の宿題を行ってみて、自分がいかにわかっていないかということを感じていて、委員にいて良いのだろうかという思いもあるんですけども、わからない町民の代表として会議の場で意見させていただきたいと思います。私も基本的には、事務局案でいいと思っています。質問の中で、どっちを目指すかという内容だったものですから、このような書き方をさせてもらいました。今後、学習会や勉強会をしていく中でどっちを目指すか決めていければと思います。町民の皆さんがわかりやすいというところで考えると、制度条例の方が理解しやすいのではないかと考えます。

⇒特に質問なし。

(委員I) 基本的には、理念に沿った制度を作ればいいのではないかと思います。事務局案のとおり、既存条例を検証していきながら、どのように追加していくのかを考えていければいいの

ではないかと思います。

⇒特に質問なし。

(委員J：部会長代読) 条例の基礎を確認し、現行条例を確認し、という主旨のことなので皆さまと同じ方向性かなと思います。

⇒特に質問なし。

(委員K) 私はまず、既存の条例ができたときに、男の人が作ったのか、女の人が作ったのか、みんなで作ったのか、そういうことが先に頭に浮かびました。理念条例というのは女性的な考え方で、制度は男性的な考え方だなと思います。だから両方がうまく組み合わさったものが、今の条例なんだと思う。現在の条例は複合型だと思っているので、このように一方を目指しているのではなく、複合型にして、いいとこ取りではないが、どちらも協力してできるような、そういう条例になったらいいなと思っています。表現の仕方がいまいちわかりづらいところがあるので、わかりやすく作っていただきたいのが第一です。子どもと言っても小さい子ではなく、中学生ぐらいであれば読んだらわかるな、というくらいのもにして欲しい。あまり英語とかを使われるとわからない人もたくさんいるので、自分もわからなかったらちょっと難しいなと思っている。わかっているふりをしてしまっていることもあるかもしれないですけど。

⇒特に質問なし。

(委員E) 理念だけでは勿体ないのではないかと思う。住民参加型の制度というか枠組みをしっかり作った状態でないとあまり意味がないのかなと思う。

⇒特に質問なし。

(部会長) この部分はスッと進みましたが、この後、少し皆さんで話し合いをして、ここのポイントは何なのかな？ということ、3つぐらいにまとめられたらと思います。今の話をまとめますと、事務局案的なものを目指してやっていった方がいいのではないかということです。事務局案とは何かというと、現行の制度をもっと見て、検証して、それを良くしていくようなそういうことを示しています。2つ目にあったのが、どちらも決められないよと。さっきの話と絡んできますが、現行のやつを見ていく中で、理念として足りないものを理念として加えなければいけないよと。1と2は、かなり密接に関わり合ってくるのかなと思います。

(副部会長) 皆さんから全体をとおして何かご意見はありませんか？付け加えておきたいとか。

(委員K) 目指す方向性がないってことなんだけれども、私も目指す方向性っていうのが感じられなくて、住み良いまちをみんなで作りましょうというような、町民憲章のような、どこどこに向かいましょうというような、そういう将来性というものが感じられなくて。住み良いまちを作るといのは模範的な回答で、どこでも盛り込まれていると思うんですけど、将来に耐えうるとは言っていましたけど、町民憲章っていうのはやわらかいものですよ。みんなで仲良く暮らしましょうとか、豊かに暮らしましょうみたいな。ですから方向性みたいなものをどこかで付けていただければなと感じています。

(委員A) 現行条例の理念と言ったら一言でいうと何なんでしょうね？一応この前文のところは理念っていうのがあって、その後いろいろな条文が入ってくるような形になっています。

(委員B) 前文が理念のようになっています。ちょっと大きい話になるが、日本国憲法は最初に出てくるのは前文ですよ。結構長い前文が続いて、その後に条文がある。ですから、やはり目指す方向性だとか、そういうものが前文に表れているのではないかと思います。皆さんもかなり読んでいるとは思いますが、この前文で良いのかということはどうでしょう？

(委員I) わかりやすくすると、ここが箇条書きになれば良いと思う。3、4行は文章でも良い

けど、その後は箇条書きにしてはどうか。

(委員A) 私の追加としては、理念条例のメリットは何か？ということをおぼろげに僕らは理念条例と言っている。理念だけで条例を作った場合の良いところは何なんだろうというのが、他のまちをあまり見ていないのでわからないんですけど、どうして理念条例にしたのか？

(委員I) 理念があっても制度がなければ・・・やっぱりどうなんでしょうね。

(委員A) 僕は制度を作れないから理念条例で終わらせてるんじゃないかなと思っているんですよ。だから今日皆さんがおっしゃるとおり、複合型というのが一番いいのかなという感じがします。

(事務局) 条例の中では理念をうたって、その下に紐づく各種制度というか、様々な分野に渡ってたくさん計画があるんですけども、その計画自体に具体的な取り組みを盛り込んでいる自治体については、あくまで条例は理念だけをうたっておいて、具体的な仕組みについては計画の方に盛り込んでいくというやり方もあると思います。

(部長) 条文の話をしていくと、またいろいろと浮かんでくると思うのでこの辺にしておいて。まず1点目は、事務局の原稿を見ながらやっていくということ、そして2点目は複合型じゃないかなということ。3点目は、理念の中で目指す方向性をもうちょっとはっきりさせた方がいいんじゃないかなということ。というようなことが大きなところだったんじゃないですかね。またこの話はいずれ戻ってきますので、これぐらいでまとめてよろしいですか？

⇒特に質問なし。

## 宿題② 町民（個人・団体）に条例のことを、どう伝える？

(委員A) これも事務局案がありましたので、基本的にはそれでいいですと。その上でこの意見となっています。このあいだ勉強した他の市町村の自治条例は、最高規範になっています。美瑛町の条例はそういう位置付けになっていないと私は思っています。だから町民が知らないまままちづくりが進み、役場もあまり気にせずに行事ができるという、こういう状態を是正していくということが、将来に向けての自治条例かなと思います。というのが私の考えです。皆さんにどうやって伝えていくかということについては、今の条例をそのまま伝えても、こういう状態ではあまり意味がなくて、いろいろこういうふうにしていかないといけないということを含めて、条例ニュースみたいなものを気長にやっていくと良いのかなというのが私の意見です。3番目は省略します。

⇒特に質問なし。

(委員B) どう伝えるかについては、今ある効果的だと思われるシステムを使って、優先的に伝えていく方法がやっぱり一番馴染みがあるのかなと思います。アナログとデジタル、おそらく両方必要なんだろうと思いますが、認知されている度合いが高いもの、広報なんかは皆さん本当にわかりやすいですよ。それから今出しているニュースなんかは、わかりやすいと思います。それからデジタル部門でいけば、ホームページに載せていますし、インターネットを使って、これとこれに載っていますよと息長く伝えていくのが一番良いと思います。その際には文章を書くときに、世代ごとに表現やわかりやすさなどがそれぞれ違うと思いますから、そういうふうに表示したら伝わるんじゃないかという、その辺も考えて事前に検証してもらうのがいいのかなと思います。

⇒特に質問なし。

(委員C) 私も事務局案ということで、意見箱ってあったと思うのですが、こういうのは出して

いただけるといいのかなと思います。あと基本条例をもう一回考えれというのは、町長の公約でもあるわけですね。ですからニュースのことよりも、町長が今までのものが何か問題があるから新しくしようと思っているのかなと思うので、その意図というのが公表されていないんですね。その辺をニュースに載せていただくことも一つの方法なのかなと思います。あとはやっぱり、学校の教育の中で子供たちに、小学生はちょっと難しいとは思いますが、美瑛学という取り組みをしているわけですから、その辺も考えていただければと思います。

⇒特に質問なし。

(委員D) 基本的には事務局案なんですけど、私あまり設問が理解できなくて、条例を伝える方法論なのかなと理解したのでこういう書き方になりました。単純にこのような方法しかないんじゃないかと思ったのと、前回の話にも出ていたんですけど、回覧板とかで小さなコミュニティの中で、そういうのがあるんだよと。ホームページとかは一部の人しか見ないので。事務局案の町民フォーラムとか、100人ワークショップとかも一部というか、そんなに全員が参加できるかわからないので、小さなコミュニティに丁寧に伝えていくしかないのかなと思います。ただ、現状のものをどう伝えるのか、これからのものをどう伝えるのか、という意味がわからなかった。ホームページに書いてあるが探せないのも、このまちの理念の下に条例があるとするならば、本当はトップページのタグにあるべきなんだろうと思います。

(部会長) 元々この設問の出た起源なんですけど、前回いろいろなまちの事例を説明した中で、やっぱり自分たちのまちの条例を町民が知らないというのがあって、それを広報に載せるのもいいけれども、町内にいろいろな団体がたくさんあるよねと。一体その団体はどのくらいあるのかというのを出示していただきました。そこにとりあえずは伝えたらいいと。こういうところの話があってこの設問になった。ただ伝えればいだけというものではないかもしれないですけど設問はそういう主旨です。

(委員E) みんなが条例を知っているというのが理想ではありますが、現実的ではないということをお話前提に考えてみました。条例は手段だと思ってしまうので、それをどう活用するのかということだと思います。元々全員が熟知していることが必要なのだろうか？

(部会長) リーダーの方だけが知っていればいいということですね？

(委員E) もちろん理念のような方向性は、みんなが知っておく必要があると思うんですけど、それは町民憲章がそれなんじゃないかなと。それはみんなが知っている状態を作った上で、住民参加型でまちづくりをしていくというときに、こういう自治基本条例みたいなものがあつた方が良くはないか。みんなの意見をまとめて、みんなでまちづくりをしていこうかという、全員が全員この手法を知っているという状態ではなく、町民憲章さえみんなが熟知していればいいのではないかなと思います。

(委員F) ある市町村の話なんですけれども、立ち上がりの段階から情報公開をしている。誰もがその会議に出て、自由に閲覧できる。発言力はないが、何回かに一回はフリーディスカッションの時間があるって、一般市民からの意見を聞くという形をとって話を進めてきた自治体もあり、なかなか良いかなと思う。私たちの会議は私たちしか知らないんですけど、そのまちではみんなが知っている。何日に会議があるよと言ったら、僕の意見を言って下さいと。立ち上がりの場からそういう進め方をしている自治体もありました。

(部会長) どのまちですか？

(委員F) 九州の太宰府市。

(委員G) インタラクティブというのは双方向にというか、お互いにということで、情報提供側

だけではなくて、受け答え側からのアクションに対しても何かできるといいですねということ。皆さんのご家族が、現在の住み良いまち美瑛をみんなで作る条例をご存知なのか？あるいは一度は目を通したことがあるよということなのか？実際にあるよとしたときに、私に振り返ったときには、ないという感じなんですよね。どう伝えるかということで、それはいろいろな方法で伝えるということなんですけれども、いろいろな方法で伝えても伝わらないものは伝わらないということもないところはない。先ほど出ていた意見はすばらしいなと思ったんですけど、町長が何かアクションを起こすことをすれば、読んでくれる方は読んでくれるのかなと。あと学校教育の中でというのも非常に現実的でいいなというふうに思いました。私の町内会は、私の住んでいるところはよそ者の町内会なんですけど、あんまり美瑛に根差していない方が多いというものの、町内会だけはまじめにやっていて、総会には皆さん出てこられていろいろ意見を言い合うんですけども、この場で一つの検討をしていただく場にするのは効果的だとは思いますが、町内会の中には反対というか、やり合う気はないという人も出てくる可能性ももちろんあるわけなんですけれども、だけどそこも越えていかなければならないかなと思いますし、いろんな人にこの条例を広く知ってもらい、伝えてもらってという伝道師も必要なわけなんですよね。だからそういう伝道師になっていただく方を見つけるっていう意味でも、何かないかなって考えたときに、この町内会っていうのは一つ使えそうだなというふうに思いました。

**(部会長)** インタラクティブは双方向なんですけれども、具体的には？

**(委員G)** ネットの場合にリアクションがあると思うんですよ。そのリアクションに対して、良いリアクションだけじゃなくて悪いリアクションの場合もあると思うんです。皆さんのご意見に対してお答えを返していくということがないと読まれなくなっちゃう。この先出てくる「決まったことだけ出てくる」ということに近くなっちゃうって、読む気もなくなっちゃうということがあるから、言い散らかしじゃなくて伝えたことに対する返事があったら、それに対してまた丁寧に返してあげるといふ。それは町の職員だけでは大変ですから、例えば部会長がやられるというの僕はいいいのではないかなと思うんですけども、そういうことをしていかないと言いつぱなし、やりっぱなし、垂れ流しになっちゃうので逆効果なので、やった方がいいのではないかなと思う。

**(委員H)** このまちには高齢者の方が多くいるわけですよね。高齢者の方たちに理解していただくために、これらの知恵を使ってどれだけのお年寄りが知ることができるかと思ったときに、それは難しいんじゃないかなと私は思ったので書かせてもらったんですけども、この条例を本当にみんなで作り上げていくということをおもうのであれば、私が高齢者で向こうから地域にきてくれて説明があるっていうんだって出してみようかなって思ったのでこう書かせていただきました。

**(部会長)** 今度、町民センターでこういう説明会をしますよと。事務局で100人フォーラムの提案をしますよと。そういうことでもいいんですね？

**(委員H)** 私がイメージするのは、意外とそういうフォーラムとかに参加する方って新しい方とかで、古くから美瑛にいる方たちって、そういうのにはなかなか参加しないですし、このまちにいても条例に関しても、もっと良くした方がいいとかはないんじゃないかと。逆に町内会とか行政区の会館とかで説明会をした方が話題にもなりますし、わからないけれども聞いてみようかなと思うのではないかと。色んな発信をするのは、わかっているからこそその伝わるだろうであって、なかなかわからない方にとっては、いくらそういうものを出しても、ちょっと表現

が難しかったりするとわからないと思うので、町長がコメントして地域の方にも伝わっていくのかなと思う。まちづくりの条例をここだけで決めていいのかなという思いもあるので。

(委員 I) なぜ団体を使って情報を伝えるのかという、条例を活用してもらいたいのと、意見・要望を個人では言いづらいのも団体では言いやすいのかなと。PTAのお母さんたちとか少年団活動とかありますけど。条例を活用したり意見を言ったりできるんですよというのを知ってもらうため、一人ではできないけれど何人かが集まれば意見が言いやすい。今までは個人に対しての周知だったので、団体に情報を下ろして広げてもらわないと、せっかく良いものを作っても意味がないので、今の段階ではそういう形を作れないかなと思う。興味をどのように持ってもらうかを考えていかないといけないと思う。事務局案もいいとは思いますが、来る人が決まってしまうので、幅広くお願いするのであれば町長からのお願いという形で団体に対してはしょうがないのかなと思う。

(委員 J : 部会長代読) 伝えることの留意事項みたいなことを書かれています。

(委員 K) いろんな方法で発信されていますが、LINEの既読みたいに見たことを知る方法がないということを感じていましたが、今の発信方法に加えて小さな草の根活動じゃないけど、回覧板をまわしてみたりとか、町長に地域にきて説明していただくとか、町長でなければ代わりになる方が説明していただくとか、小さなところから時間をかけて、あまり時間もかけられないと思うが、そういうところからやっていかないとならないと思いました。

⇒特に意見なし。

(部会長) それでは皆さまから説明いただきまして、大体事務局案の方向でいいんじゃないかということに加えて、出向いて草の根運動というのを一ついただきました。それからどういうふうな媒体を使ってどういう経路でやっていくかというのはあまり限定せずに、今あるものを活用していったらいいんじゃないかと。その中で既存の団体を通して、言いにくい人がいても吸い上げるというふうなこともありました。それが2点くらいですかね。私、今の議論で感じたんですけれども、町民全員に知らせることができるかという問題に関しては、結果平等ではなくて、機会平等、だから誰でも条例は知ってもらわなければいけませんよというスタンスがあって、そしてその中で知っている人もいるし知らない人もいるという、そういう部分は大事なかなと思う。だから最初からそういうふう決めてかかるんじゃなくて、機会はみんなに与えますと。そういうのが大事なんじゃないかということを感じました。それと自治条例は伝えるときに何を伝えるかということも私も感じて、皆さんの意見を聞きたいんですけれども。自治条例をやってますというときに、「自治条例って何？」っていうふうになってしまう。一言で言うと、自治条例というのは町民参加をどういうふうにするのかということではないかという理解なんですけれども。その理由を上手に町民の方に伝えていくことというふうに思いました。皆さんの方からまとめに入っているんですけれども、ご意見ございましたらお願いしたいと思うんですけれども。

(委員 K) もし誰かに「自治条例って何？」って聞かれたらどうやって皆さん応えますか？今、私たちがやっている自治条例がなんぞやと言われたら何と答えていいの。私は皆さんが美瑛で幸せに暮らせるための憲法のようなものと言うのか。自治条例と一口に言うとうなるんですかね？

(部会長) この宿題1の③に書かせてもらったんですけれども、皆さんもこれでいいのか考えて欲しいんですけれども、結局、自治条例というのは町民参加のことをきっちりどういうふうに参加するのかというのを書いてますよと。公益活動とか。



(委員K) じゃあこれを一言で言うとどうなるのか？公益性、〇〇性、〇〇性があるから作りますよと言っても、そんなことなかなか言われてもわからないので。「何さ？」と聞かれたら「こういうものだよ」と言える率直な答え方って？

(委員B) 私はみんな幸せになるために作られるもの。ルール作りをするものですよと。

(部会長) みんなが幸せになるためですよと言ったら、議員さんがいます。役場がいます。町民がいますと。その3つの中で参加します、協力しますという、それが制度ですよ。

(委員F) 一人一人がまちづくりに参加できますということ。なぜかという小学生も立場があるということ。学級会で何かやりたいよというときに、じゃあ学校の先生に言って、老人会は施設の中で何か不都合があって私たちからは言えないんだけど誰かが代弁して言ってくれないかと。高齢の方も若い人も意見を出し合い集約できるための条例ですよと私は考えました。

(委員B) 前文の施行規則、住み良いまちを作るための目的なんですよ。住み良いまちって何なのかということなんですけれども、みんなが幸せに暮らせるというのはピンとくるんですけども、じゃあ一人一人の幸せって何ですかという話にもなってくるんですけども。色々な角度から捉えることができ、みんなが参加できるというのは一つの技術的なルールになるでしょうし、住み良いまちっていうのはいろいろな条件があるんで、それを条例の中に町民と議会と行政の位置付けと役割っていうのを、基本的なものを入れ込んでいくまちづくりをしよう。そういうことになるのかなと思います。

(委員E) 用語の定義に、この条例の中の町民参加の言葉の定義だろうと思うんですけど、ここで言われているのは、まちの基本となる計画に対してちゃんと町民の意見を反映させますよと書かれているのかなと思った。逆に言うと方向については町民の意見を入れてやっていきます。でもそこから派生するいろいろな細かい業務についても町民の意見を入れてやるという言い方なのか、それとも大きな方向性を決めていくときには町民の意見を入れていきますということなのか。僕は大きな方向性を決めていくときに町民の意見を入れていきますよという条例のかなと思ったんですけども。

(委員B) 最初にできた条例ってそういう捉え方ができないで10何年間きているという気がする。わかりづらいとかっていう声があるのは、どう捉えていいかわかりづらいというものもあると思うんですよ。

(委員E) 町民参加という枠組み、どこまでのレイヤーで参加していくのかっていうのが論点かなって思う。

(部会長) その辺も条文をやりながら、また立ち返ってくることがあると思いますので、今課題として頭に入れておきたいと思います。このような進め方でよろしいですか？それでは皆さん条文に関する設問でQ1っていうのがあります。

(委員G) その前に1点、今の条例をどう伝えるかについてですけども、確認なんですけど、条文のことをどう伝えるかの前の「誰が？」っていうことに関しては、どういうふうに捉えていますか？役場の方は「誰が？」というふうにお考えになりますか？

(事務局) 特にそういう視点でこの設問を作っているわけではありませんが、行政からの発信もあれば、部会員の皆さまが発信者になって周りの方に伝えていただくという手法もあるし、皆さんが各種団体で関わっていらっしゃるんで、そこで発信していただいて団体に伝えていく手法もあるし、いろんな手法があると思うのでこれという決めつけは特にしていません。

(委員G) 他の方の意見で「行政でやるものではなく」というふうにきっぱりと書いてあるもの

があったので、少し意見を聞いてみたいなと思ったので。

(委員E) この条例自体がどういふとっかかりで作られてきたものなのかわからないですけど、昔のまちの人が主導で作ったのか、もしこのまちの町民の人たちが作ったのであればそっち側が広げていくものなのかなという思いも含めて書いた。

(委員G) そうすると行政だけじゃないとすると、特に我々にも責任があるという事をちょっと感じたので聞いてみました。

(事務局) ちなみに既存の条例は過去の資料を見ると、作られ方について今とそこまで変わらないのかなと思います。基本的にはまちづくり委員会の前身の会議体があって、そこに町民の代表の方が参加されていて、その中で専門部会を作っていました。当時は自治基本条例と景観条例を作る任務がありましたので、部会を二つに分けてそれぞれで考えていくということをやっているみたいです。部会については4、5人ぐらいで話し合うということで、年間8、9回の部会を開催してトータルで3年間かけて作り上げていったようです。その間に町民へのアンケート調査を実施して、その結果を踏まえて条例を作成していった経過があるようです。

(委員G) 既存条例を作られた方々の熱量とか思い入れというのが、知っている方の熱量はすごいんですよ。その上にまた条例を作るとは何事だという思いが見え隠れする。平たく言えば気に入らないという意見をお持ちで、相当真剣に尽力されたんだなということがあったと思うので、生半可にやってはだめだなというのは感じました。

(委員F) 誰が誰に伝えるかということで、とある先生の講義を聞いて、記憶の範囲でしか申し上げられないんですけども、市民には進民、居留民、一時的にそこに住んでいる人、市民、この3パターンだと言われています。そのまことに寝に帰ってくる。税金はいっぱい納める。居留民っていうのは職場はそこだけれども住んでいるのは別のまちとか、公務員の転勤でたまにここに来ている。長くは住まない。5年くらいしかいない。でも税金は納める。長い間衣食住をしている人も市民。誰が誰のために作るかによってみんな受け方が違うということで、話をみんなごった煮で進めていくと、今度市民の定義から始めていかなければならない。過去の先輩たちがどういう人をターゲットにしてきたかということがやっぱり問題があって、変えるということは当たり前だと思わなければだめだと思うんですよ。僕もいろんな先輩もいますし、じゃあどこを向いて僕らは作っていくのかというのが問題で、そこらへんはしっかり認識しなければいけないなと思います。条例に参加する義務があるとすると、みんな引いてしまおうと思うんですよ。だからほとんどの自治体は理念が先にあって、細かく設定できないものは理念条例にとどめているんじゃないかなという気がします。ですから私たちが作るにしても誰のために作るか、誰が作るか、役所の人の中にも居留民っていうのがいるんですよ。でも役所の職員の中でもいろいろ研究してもらいたいし、いくら僕らが町民参加型と言ったって、僕らが全面的に出ていくのではなくて、町民っていうのは僕らもそうだし役所もそうだし町長もみんなそうなんですよ。そういった目線で考えていかないと、先ほども言われたように町長の意見を聞きたいんだというのが正直なところだと思うんですよ。町長の目的はわかります。でも町長の意見も僕らも聞かなきゃいけないし、こうやっているといろいろ設問してまたこれから細かいことを話していくんですけども、正直言って僕はどこを見ているのかどこを見るかで変わってくると思う。そうやって自治体の条例に何年もかけてきている地区があるみたいですので、僕らも真剣にやらなきゃいけないなと思う。

(委員K) その意見は男性的な考え方であって、私は柔軟な対応で、美瑛に最初から住んでいる

人、来ている人、お勤めの人、いろいろいるかと思いますが、私にはそういう考えはまずなくて、そして私はいいと思ったことはまずやってみようというたちなんです。柔軟な対応は人間が生きていく上で大切なことなんです。確かに先ほどの意見はまともですけれども、もうちょっとどこかで折り合いの点というか、誰のために誰のためにと言うと、美瑛の町民のためにすることなんだけれども、果たして美瑛の町民とは住んでいる人か、来ている人か、それを全部ひっくるめて、私は町民だと、大雑把なくくりで言うという感じで思っています。だからそのようになんとかできないかなという女性的な考え方なんですよね。もっと柔軟にしなやかに考えることができたらいいかなと考えている。

(委員 I) 理念は一人一人、制度は集団の構成者という意味では、制度に重きを置くのであれば、やはり町長だと思います。構成している中で長ということ。理念に関してもそれと付随する部分はあるんですけども、行政の部分から出してもらってそれを町民がどう考えるかということでもいい話であると思うんです。それに対して町の意見をまとめることで、問題視することではないのかなと思う。そこで理念や制度をこういうふうにしていくという形もあると思う。基本的な発信者は町だと思う。町民ではなく。町民の意見を吸い上げるための条例なんじゃないかなと思うんですけど。

(委員 B) 条例の中にはそれぞれ行政と議会と町民に位置づけとか役割が書かれています。町民ってどういう人たちが町民ですか？という定義は必要になってくる。その人たち全てひっくるめて幸せになってもらいたいんですよね。それが言われた真意だと思う。条文に関して言えば、一番情報を持っているのは誰か？その情報を開示する責任があるのは誰か？って考えていくことがスタートラインじゃないかなと思う。まちを良くしていこうというのは町民一人一人だから、町民の意思を出し合って、そういう熱量でまちづくりをしていくっていうのも大事ですよという捉え方をしていると思う。それももちろん大事なことだと思っている。

(委員 I) 僕はみんながこの条例を使って行政と話をすることができればなというためだけにこの条例があって欲しいなと。町とのつながりを強くするために。町民が知らないということがないようにするための条例であってほしいなと思う。

(部会長) 今非常に大事な項目が4つ出てきたので、これはまたテーマを別に決めて話し合いをするぐらいの内容かなというふうに思いました。そしてまたここに立ち返ってくるような内容にしたいと思います。

## **Q1. STEP1-STEP2 で出た「決まってから出てくる」や「判りにくい」という課題を踏まえ、第6条のままで良いですか？**

(委員 A) 一番最初の問いでも言いましたけれども今の条例は、昔は自治条例だったかもしれないけど、これからのことを考えると自治条例とは言えないんじゃないかと。自治とは何かということをやっと掘り下げていないということも申し上げました。自治条例に必要なことは参加のことは必要なんですけれども、やっぱり情報もいるんですよ。その情報が欠けているんですよということを僕は思っています。情報を持っているものは説明責任があると思っています。町民に求めているのは発言や行動に責任を持つとなっているんですけど、町民はそこに権利として、ある程度情報は見れるというのがないといけないと思う。だけど今は第6条に役場は情報を提供すると、じゃなくて町民と共有するという表現で考え方を進められたらということと、情報を出したよというだけじゃなくて、今欠けているものはいろいろなメディアで伝えるとか、どこに情報があるのかが探しやすいとか、わかりやすく読みやすいとか、あと双方

向性、お互いにやり取りができるということとか、あと遅く出てきても意味がないのでタイミングとかいろいろな条件があるので、それは今の条例ができたときには考えなかったことで、これからは考えたらいいいのかなというのが私の意見です。

⇒特に意見なし。

(委員B) 決まってからでてくるというのは、原因としてどういうふうに捉えてそういう意見が出てくるのかっていうのを確認していく必要があると思います。本当に決まってからしか出してこないのか、きちんと意見の集約などがあつたのか、全体の流れがわからない中に出てくるから、また決まったものが出てくるのか、そういうものをきちんと確認していく必要があるのかなと思います。その上で条文に検討、加筆をしていく必要があるのかなと思います。条文に対するわかりにくいという意見は、条文そのものをもう少し細かく分けていく必要があるのかなと思います。条文を町民に提供しようとするときに、私たちは自分の都合のいいことしかなかなか入ってきません。どちらかという。それも入ってくるのは五感ですね。自分の理解しているもの。自分が期待しているもの。それを中心に考えてしまうという習性があるんですね。その辺も情報を提供しようとする側、情報を共有しようとする側が、どういうふうに発信していったらいいのかを考えていく必要があるのかなと思っています。情報の条例については、美瑛町は別にあると思うので、その確認も必要なのかなと思う。それを踏まえた上でこの情報の共有という部分は一番大事な部分ですね。町民参画、町民参加と基本的に一番大事な部分なので、そういう作業が必要になってくるのかなと、既にある情報に関する条例の確認が必要なのかなと思います。

⇒特に質問なし。

(委員C) 審議会は承認の場所となっている。今まではそういうことだったと思いますけど、それを変えていかないと。そのためにこれを変えていくのかなって。みんながまちの人が参加してやっていこうということなんだろうと思います。例えば審議会で意見を出たとしてもちゃんとした回答があることもあるが、審議会にかけました、まちづくり委員会にかけました、だから皆さんわかってくださいねというのが今までのまちだったのかなと思う。情報をしっかり説明するというのも大事だと思うし、行政側の職員もしっかりと説明できるように教育していく、研修していくということも、町民貢献も勉強しないと、ある程度自分たちのことなんですから。ちょっと違うんですけども書かせていただきました。

⇒特に質問なし。

(委員D) 内容としてはいいことが書いてあるので基本的にはいいんですけど、当たり前のが書いてあると思うんですね。別に内容はだめじゃないんだけど、町民がまちづくりに参加できるようにどうするのか、理念なのか制度なのか関わってくるのかなと思ったんですけど、理念的にはこれが当たり前だよと、で、そのために何をするんだという、どういうことをやりますと、これは準備をして執行されますというような、そういう具体的なものがないと。これは理念なんだろうか？制度なんだろうか？みたいなことになってしまうと思うので、私自身が理解できなかったんですけども、これは理念的な感じだから、そのために何をすることっていうのが制度としてあるとわかりやすいのかなと感じました。

⇒特に質問なし。

(委員E) まちの基本方針みたいな話のときと、具体施策みたいなときと、まちづくりの中にもいろいろなレイヤーがあると思う。そのうちのどこまでを町民の意見をちゃんと聞きますよということを決めるのが自治条例の気がしていて、今の自治条例はこのまちはここに向かってい

くよという方針にちゃんと意見を聞きますよというふうに規定しているのが今の条例かなと理解しています。どのレイヤーまでというのがみんなの認識が合っていれば、決まってから出てくるという話にはならないんじゃないかというふうに思う。もう一つは住民参加という町民のコメントを聞くタイミングの問題かなというふうに思います。基本設計的なタイミングでちゃんと町民が参加できるようなことになっているのか、それともある程度決まった状態の中で意見を聞くのか、そのタイミングの問題のような気がします。もう一つ加えると作られた当時はインターネットもそれほど普及していなくて時代の流れも違ったと思うので、ここから先、条例を改正していく上では、時代の早い流れにどう対応していくかは、検討しなければならないのかなと思います。

⇒特に質問なし。

(委員 F) 必要な行政情報を積極的に提供していきますということになっていますけれども、提供してくれなかったら町民は参加するなという受け方もされなくもない。10人中10人の解釈が違うということと、この作成時にはそのことは感じなかったんじゃないかなという気がする。公開できるものとできないものの判断というのは市民に預けられても困るので、それは役所の方でこの目的のために公開するという、これは財政のことになりますので年度末に報告しますとか、という認識できっちり提供していただければ、非公開の部分でもみんなが理解できるのではないかなと思う。捉え方の違いなのでこのようなあまりグレーな書き方はしなくてもいいのではないかなという気がします。

⇒特に質問なし。

(委員 G) 今の第6条に縛りがないので縛りを入れた方が話は早いのだろうと思う。Q1とQ6は切り離せないように感じて、決まってから出てくるのをやめて決まる前に出したら意見が出てくるんだけど、今度は言っても変わらないということになるのでは。聞く方にも問題があるという言い方は失礼かもしれないが、言った内容がまったく的外れであったり、わかりづらかったり。機会均等というか、知る機会はみんなに平等にあるんだけど知りに行っていないということもないことはない。そこばかり責められないんだけど。だから最終的にはこのままでいいと思います。決まってから出てくるんじゃなくて、あなたには知ることができるんですよということをPRしていく必要があるのかなと思います。

⇒特に質問なし。

(委員 H) 町民からの意見があっても決まっているから変えられないということで、この条文を変えることによってその状況が変わるのであれば、そのような表現にしていきたいなと思っています。

⇒特に質問なし。

(委員 I) 条例自体が自分の中でしっくりきていないのだが。これはどこまでの情報のことを言っているのか？

(事務局) 先ほどの話にもあったように情報にもいろいろなレイヤーがありますが、例えば最上位の総合計画であったり、具体的な小事業まで、基本的にはいろいろな媒体を通して公開はされています。ホームページ等で調べづらいというご意見も出ていますが。

(委員 I) 行政でそれを行う目的は？情報を積極的に町民に提供するだけのことを言っているのかなと思うので。参加できるように住民に提供している？この文章自体が町民の受け取り方が難しいような気がする。何人が情報を調べたいと思っているのか？この発信の仕方を考えていかなければならないのかなと思います。目的が見えない。当たり前のことなのかなと。どうと

もとれる。条例に加えなければできないことなのか？とりあえず加えてあるということなのか？認識がしっくりきていないのが現状です。

⇒特に質問なし。

(委員J：部会長代読) このままでいいということです。

(委員K) 表現が理想的過ぎで模範的な感じがするので、どこの自治体でもこういう条文になっているのかなと思って、どう書いていったらいいかはよくわからないんですけど、変えた方がいいんじゃないかなとは思っています。

⇒特に質問なし。

(部会長) 何点かポイントがありますが、情報公開条例というのがこの他にあるそうなので、専門部会員として一度見ていくようにしたいと思います。2点目で今の内容に大きくあったのが、文章はいいけど情報公開の中身の縛りがどのようになっているのかというのがあって、例としてあったのが、計画段階からのことを言っているのかとか、どんな情報を情報と言っているのかとか、そういう具体的な部分が見えないということ。理想的な文章になっているのでというところが少し引っかかっている。言い方を変えると、文章としてはいいけれども不足している部分をちょっといろいろ情報のことを議論しながら見つけていけないといけないという課題なのかなと。例えば予算はこんな形で説明するとか、ちょっと具体性があればいいのかなと思いました。情報共有をどういうふうに変えていくかということが大きくあって、その裏側にあるのが、行政がどういうふうの説明責任を果たしていくのかということ。説明しながら、またその説明に対して意見を聞くというそういう関係を、私はこの条文だけではちょっと不足しているのかなというふうに思っています。他に質問ありますか？

(委員F) 情報公開条例があるということで、当時も話としてあったと思う。当時担当していた職員がそれを意図的に入れなかったのか、それはちょっとわからないですよ。そういう情報があるからわざわざうたわないのか、他の条例との関連性をわざと位置づけなかったのかというのが全然見えないんですよ。情報公開条例があるからわざわざ詳細まで書かなくていいんじゃないかと判断したのか、その時の状況だからわからないんですけど。極端に言うとその時になぜこの話が出なかったのかなということを確認する必要があるかなと。作るときはまちづくり課だけではなくて他の職員の部署も含めた上で、こういった条例があるんだけどという形でやっていけばこういう文言は出なかったんじゃないかなと思う。

(委員E) 町民のまちづくりへの参加というこの辺の言葉の定義ですよね。

(部会長) あんまりきっちり書いてはいけないけど、ちょっとなんか足りないような気がしますね。

(委員E) 条例の専門家の方もレビューしながら作られていると思うので、たぶんこの言葉はどいうところにかかっているということを全部紐づけながら全体が作られているはずなので、その部分だけを見て議論するのではなく、その前後や全体を見て言葉の定義を結びつけながら見ないといけないかなと思う。

(委員G) 次回のQ2の「今ある会議」というのは、今ある会議全部なのか、この会のことなのかそれはどっちなんでしたっけ？

(部会長) 条文で言うと第7条、審議会等の会議は町民に公開しますとありますので、審議会等のことを言っています。

## その他

- ・次回の開催は2月8日（月）18時からとする。

#### 4 閉 会